



- 令和 8 年度 商店街支援メニューのご案内 -

目 次

●さいたま市商店街振興事業の概要（令和 8 年度）

- |   |                     |     |
|---|---------------------|-----|
| 1 | ソフト事業（イベント実施など）への補助 | P 3 |
| 2 | ハード事業（施設整備など）への補助   | P 6 |
| 3 | 魅力ある商店創出事業          | P 8 |
| 4 | その他さいたま市からの情報提供     | P 9 |

# さいたま市商店街支援事業の概要（令和8年度）

## 1 ソフト事業（イベント実施など）への補助

様式のダウンロードは  
こちらから⇒



### ① 商店街活性化推進事業補助金

この補助金は、商店街の活性化を目的として以下の事業を行う商店会に対し、予算の範囲内で交付するものです。

#### (ア) 補助対象者

- ・ 商店会
- ・ 2つ以上の商店会が連携した組織

#### (イ) 補助率・補助限度額等

事業	事業例	補助率		補助限度額
		商店会	2つ以上 (注)の商店会が連携した組織	
特色性創出事業	街路灯装飾事業 緑化事業 など	1 / 4 以内 (補助率の優遇あり)	1 / 3 以内	1 商店会につき 1 0 0 万円
販売促進事業	年末年始の大売出し セール事業 など			
地域活動連携事業	夏祭り 盆踊り大会 など			

注 5つ以上の商店会が連携して行う事業については、補助率が1 / 2 以内

#### (ウ) 申請先

各区役所 受付窓口（連絡先はP11をご覧ください。）

### 補助率の優遇制度について

交付申請時に、商店会の総会等で承認された①・②の書類を提出し、これらの書類が審査基準を満たすと補助率の優遇があります。

① 前年度の事業報告に関する書類 ②前年度の収支決算に関する書類  
補助対象経費が、

1 0 0 万円以下の場合、補助率を1 / 3 以内とします。

1 0 0 万円超の場合、補助率は1 / 4 以内で一律8万3千円を加算します。

## ②商店街活性化推進事業補助金（地域資源活用型）

この補助金は、地域資源を活用し、商店街の活性化及びまちなかの賑わいを創出することを目的として事業を行う団体に対し、審査基準に基づく書類審査を実施し、予算の範囲内で交付するものです。

### （ア）補助対象者

- ・ 3つ以上の商店会が連携して組織した団体
- ・ 3つ以上の商店会が加盟している団体
- ・ 要綱第1条の趣旨に賛同する商店会の構成員等が組織した3つ以上の商店街で活動する団体

### （イ）補助率・補助限度額等

限度額	200万円
対象期間	4年間
補助率	初年度：定額 2年度目：2／3以内 3年度目：1／2以内 4年度目：1／2以内
補助対象経費	委託料、報償費（講演料・出演料）、印刷製本費など
補助対象外例	景品、記念品、賞品、食材、機材購入などの備品費
活用する地域資源	ア 市内のプロアマトップスポーツチーム イ 本市の伝統産業（岩槻の人形、大宮の盆栽、浦和のうなぎ） ウ 本市で開催されるイベント エ その他本市の施策として推進・PRしているテーマ・物産・観光資源施設等

### （ウ）申請先

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1364 FAX：048-829-1944

#### 補助金ご利用の皆様にお願

事業の実施に必要な物品購入や業務委託を行う場合は、市内業者の活用に努めていただきますようお願いいたします。

# ご注意ください！！

商店街活性化事業補助金を利用し、事業を実施する場合は・・・

(1) 事業の経費の支払いの際にポイントが付与された場合、その経費は補助対象経費として、原則認められません。

(例)・クレジットカードで支払いを行い、ポイントが付与された場合  
・現金で支払いを行い、ポイントカードにポイントが付与された場合  
補助対象経費の支払いを行う場合は、ポイントが付与されない支払い方法を選択してください。

(2) 事業の実施において、警察・消防・保健所など各機関への届出が必要な場合は、届出を忘れずに行ってください。

(例)

- ・警察署→道路使用許可申請書（道路を使用する場合）
- ・消防署→露店等の開設届出書（多数の者の集合する催しにおいて、調理器具、暖房器具、発電機などの火気器具等を使用する場合）
- ・保健所→臨時出店届（縁日・バザー等の行事において、一時的に食品を提供する場合）

(3) 補助金交付申請及び実績報告の際に添付していただく領収書の写しについては、物品販売業者または業務委託業者等から発行され、宛名が商店会名であるものをお願いします。

## 2 ハード事業（施設整備など）への補助

様式のダウンロードは  
こちらから⇒



### ① 商店街環境整備事業補助金

この補助金は、商店街のにぎわいの創出や顧客の利便性向上のための施設を整備する事業（新設・撤去・建て直し工事又は改修工事等）を実施する商店会に対し、予算の範囲内で交付するものです。

#### （ア） 補助対象事業

対象事業は、次の施設を整備する事業となります。

（１）賑わい創出関連施設	商店街の賑わいを創出するための施設 例）ショッピングモール、駐車場、駐輪場など
（２）ユニバーサル・デザイン関連施設	だれにでもやさしい商店街を実現するための施設 例）ゴムチップ歩道など
（３）コミュニティ関連施設	地域住民と連携を図るための施設 例）ポケットパーク、リサイクル施設など
（４）イメージアップ関連施設	統一コンセプトに基づく共同事業等の施設 例）街路灯、アーチ、モニュメントなど
（５）その他	例）防犯カメラ、IT 関連施設 等

※一部事業については、商店街振興組合又は協同組合に限る事業もあります。

#### （イ） 補助率等

##### 1 共同施設を建設又は取得するために要する費用

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助限度基数	1事業あたり補助限度額
街路灯の建設（LED街路灯を除く）	1/2以内	14万円/1基	30基	420万円
LED街路灯の建設		21万円/1基	30基	630万円
防犯カメラの設置	3/4以内	25万円/1台	なし	2,000万円
それ以外	1/2以内	なし		

##### 2 共同施設を改修するために要する費用

補助対象経費	補助率	補助限度額	1事業あたり補助限度額
LED街路灯の玉切れに伴うランプ交換	1/3以内	4万円/1灯具	200万円
街路灯の灯具等の改修		9万円/1灯具 21万円/1基	800万円
既存街路灯ランプ（LEDランプを除く）からLEDランプへの交換に伴う灯具の改修	1/2以内	6万円/1灯具	500万円
既存街路灯ランプ（LEDランプを除く）からLEDランプへの交換			
街路灯へのソーラーパネルの設置	1/3以内	なし	1,000万円
それ以外			

## (ウ) 街路灯の撤去について

令和7年度より街路灯の撤去についても補助の対象となりました。

### ○補助対象

原則として、設置から10年以上が経過した街路灯の撤去が対象です。

(設置から10年未満であっても、劣化が著しいなど安心安全の観点から見て特段の事情が認められる場合は、補助の対象となる可能性があります。受付窓口にご相談ください。)

### ○補助率等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助限度基数	1事業あたり補助限度額
街路灯の撤去	1/2以内	10万円/1基	20基※	200万円

※商店会の解散に伴う撤去の場合は、補助限度基数はこの限りではない

### ○おおまかな申請の流れ

#### (1) 受付窓口へ連絡

まずは受付窓口にご連絡ください。補助金申請に関してご説明させていただきます。

#### (2) 現地確認

撤去予定場所の現地確認にお立ち会いをお願いします。

#### (3) 申請書提出

受付窓口にて申請書類をご提出ください。

#### (4) 事業実施

補助金交付決定後、撤去事業を実施してください。

#### (5) 実績報告(完了報告)

撤去事業終了後、実績報告書類(完了報告)をご提出ください。

#### (6) 補助金交付

補助金交付確定後、請求書をご提出いただき、それに基づき補助金を交付します。

### ○その他

(1) 撤去について、事前に地元(自治会等)に対し十分な説明をお願いします。

(2) 市による代替の街路灯設置を希望する場合は担当部局にご相談ください。

但し、設置予算も限られておりますので、基数等、ご希望に添えないことも想定されます。予めご了承ください。

## (エ) 申請先

各区役所 受付窓口(連絡先はP11をご覧ください。)

## ② 照明施設等維持管理事業補助

この補助金は、商店会が維持管理している照明施設等の電気料金に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

様式のダウンロードは  
こちらから⇒



### (ア) 補助対象

商店街が維持管理をしている照明施設等の電気料金です。

なお、電気料金の契約または支払いを商店会名で行っているものに限りません。

### (イ) 対象経費

今年の1月から12月までのものが補助の対象となります。

### (ウ) 補助率等

補助率	4 / 5
補助限度額	150万円

#### 【対象となる施設】

- ☆ 街路灯
- ☆ 防犯カメラ など

※補助率、補助限度額に関しては、今年度限りのものとします。

### (エ) 申請先

各区役所 受付窓口（連絡先はP11をご覧ください。）

## 3 魅力ある商店創出事業

「魅力ある商店創出事業」は商店街関係者及び商店経営者を対象としたテーマ別勉強会などの実施により、個店の魅力や経営力の向上から商店街の魅力の向上を図る事業です。

令和8年度は講習会及びグループワーク等の開催を予定しています。詳しい内容や実施時期につきましては、今後お知らせします。

(参考) 昨年度実施講座一覧 令和8年3月実施 全2コマ

テーマ:「開業」「繁盛店づくり」はじめての一步を学ぶ2DAYS !
「さいたま市での“開業”はじめての一步を学ぶ」
「繁盛店をつくる! 広報・PRの手法を学ぶ」

## 4 その他さいたま市からの情報提供

### ① 商店街街路灯の市への移管について

商店街街路灯について、所有する商店会の希望に基づき、一定の基準を満たしていることを条件に、市で移管を受ける事業を開始します。

事業開始は令和8年7月を予定しています。

現在、基準、手続等の詳細について最終調整を行っております。

決定次第、改めて文書にてお知らせをします。

◎本件についての問い合わせ先

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話：048-829-1364 FAX：048-829-1944

### ② 個人情報の取り扱いにご注意ください！

平成29年5月30日より、商店会も個人情報保護法の適用対象となっています。

商店会で管理している個人情報について、適切に取り扱っているか、改めてご確認ください。

《個人情報保護法の5つの基本チェックリスト》

- ①個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。
- ②取得した個人情報は、決めた目的以外のことには使わない。
- ③取得した個人情報は安全に管理する。
- ④個人情報を他人に渡す際には、本人の同意を得る。
- ⑤本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

◎個人情報保護法についての問い合わせ先

《個人情報保護法自体に関する問い合わせ先（苦情相談窓口ではありません）》

個人情報保護委員会

個人情報保護法相談ダイヤル

電話：03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く9：30～17：30

《本案内の主旨について》

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話：048-829-1364 FAX：048-829-1944

### ③ ご確認ください！所有する照明器具にPCBが使用されていませんか？

昭和47年（1972年）8月までに製造された照明器具（水銀灯、蛍光灯、低圧ナトリウム灯）には安定器（コンデンサ）にPCBが含有されている可能性があります。

#### ●PCBとは・・・

油状の物質で、毒性をもつ物質です。電気機器等様々な用途で使用されていましたが、現在は製造・輸入とも禁止されています。

商店会でお持ちの街路灯に、PCBが使用されているかどうか、まずはご確認ください！

PCBが含まれている照明器具の判別方法、処理方法等については、  
こちらをご覧ください ⇒



## 区役所のお問い合わせ・受付窓口

### ○桜・浦和・南・緑区内の商店会

浦和区役所 区民生活部 地域商工室

〒330-9586 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048-829-6179

FAX 048-829-6235

メール [chiiki-syoko-urawa@city.saitama.lg.jp](mailto:chiiki-syoko-urawa@city.saitama.lg.jp)

### ○西・北・大宮・見沼区内の商店会

大宮区役所 区民生活部 地域商工室

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1

電話 048-646-3093

FAX 048-646-3151

メール [chiiki-syoko-omiya@city.saitama.lg.jp](mailto:chiiki-syoko-omiya@city.saitama.lg.jp)

### ○中央区内の商店会

中央区役所 区民生活部 総務課

〒338-8686 さいたま市中央区下落合 5-7-10

電話 048-840-6013

FAX 048-840-6160

メール [chuoku-somu@city.saitama.lg.jp](mailto:chuoku-somu@city.saitama.lg.jp)

### ○岩槻区内の商店会

岩槻区役所 区民生活部 観光経済室

〒339-8585 さいたま市岩槻区本町 3-2-5

電話 048-790-0118

FAX 048-790-0260

メール [kanko-keizai-iwatsuki@city.saitama.lg.jp](mailto:kanko-keizai-iwatsuki@city.saitama.lg.jp)

※令和8年度から補助金の申請書類及び報告書類の押印が  
不要となりました。

※補助金の申請は窓口、郵送または電子メールで  
受け付けております。